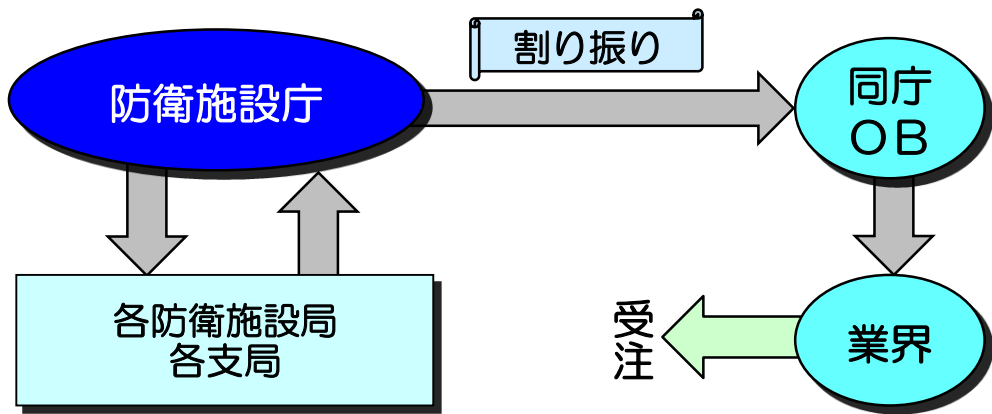


事例1：防衛施設庁における官製談合事案

【概要】

防衛施設庁において、関係する建設会社に退職者の受入れを 求める一方で、各防衛施設局発注の各工事をそれら受入会社に 割り振り、その割り振りに沿って業界内で談合を実施させ、当該会社にこれを受注させていたという、大規模かつ組織的に敢行された官製談合事案です。



同庁のOB、現役隊員計3名が逮捕・起訴され、全員が有罪、内1名に実刑判決が下されました。

また、関与した84名の隊員が懲戒処分等（免職2名、降任1名、停職10名、減給6名、戒告33人、訓戒18名、注意14名）を受けました。

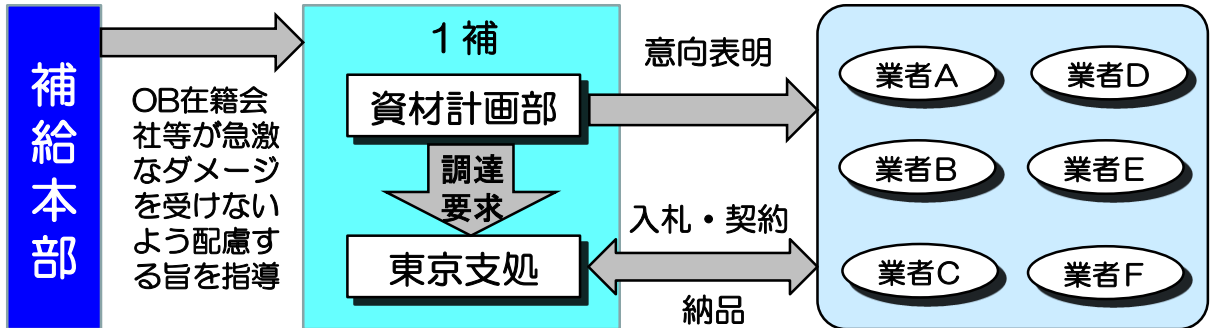
【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
隊員による受注事業者の 割り振り	独占禁止法第2条第6項 (不当な取引制限)
割り振りに沿った談合を 教唆	(当時) 刑法第96条の3 (競売等妨害) (現在) 第96条の6 (公契約関係競売等妨害)

事例2：航空自衛隊第1補給処における官製談合事案

【概要】

平成17年度から平成20年度の間、航空自衛隊第1補給処（1補）において、余剰予算の執行及び航空自衛隊退職者の在籍する事業者への配慮等を背景として、オフィス家具等の契約（311件、総額約76億円）に関して組織的に行った官製談合事案です。



防衛監察本部による平成20年度定期防衛監察において、1補が発注するオフィス家具等の調達において不自然な入札状況（シェアの固定）が判明、その後、防衛省は、談合情報マニュアルに基づき公正取引委員会に通知し、公正取引委員会は1補に対し立入検査を実施しました。

その結果、公正取引委員会から、業者に対し排除措置命令及び課徴金納付命令、防衛省に対し改善措置要求及び要請がなされました。また、防衛省として当該業者の指名停止を行いました。

また、関与した50名の隊員は、停職16名、減給3名、戒告3名、訓戒6名、注意22名の懲戒処分等となりました。

【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
入札前の談合の教唆	入札談合等関与行為防止法第2条第5項第1号及び第2号 (入札談合等関与行為)

事例3：陸上自衛隊新多用途ヘリ（UH-X）開発事業の企業選定事案

【概要】

技術研究本部（技本）に在籍していた隊員が、陸上自衛隊の新多用途ヘリコプター（UH-X）開発に係る企画競争により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札等の公正を害すべき行為を行った事案です。

平成24年4月頃、防衛省は、平成23年度から行っているUH-X開発事業に関し、その受注過程において、防衛省から流出してはならない文書が特定の企業に手交されている等の不正が行われているとの情報を得ました。

調査の結果、技本に在籍していた隊員数名が、UH-X開発に係る企画競争において業者Aの提案が採用されるよう、平成22年11月から平成23年7月頃までの間、仕様書案、技術提案要求書案及び評価基準書案、さらに企画競争参加予定の業者Bが作成した調査書の一部を提供するなどの事実が確認されました。

平成24年12月、隊員2名が入札談合等関与行為防止法違反の罪で、東京区検察庁により略式命令請求され、翌25年1月、東京簡易裁判所が、当該隊員2名に対し、入札談合等関与行為防止法違反の罪で、それぞれ罰金100万円を科しました（じ後、当該略式命令が確定）。

防衛省は、関係した9名の隊員に対し懲戒処分等（停職4名、戒告2名、訓戒2名、注意1名）を実施しました。



【問題となる事象及び該当法令等】

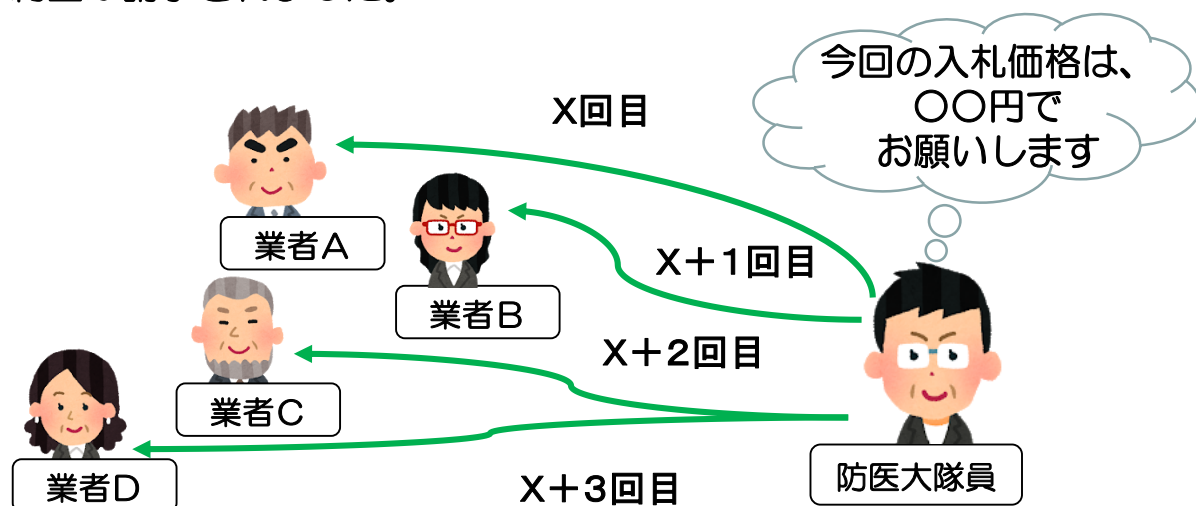
問題となる事象	該当法令等
入札等に関する秘密の漏えい	入札談合等関与行為防止法第8条 （隊員による入札等の妨害）
2人以上共同して犯罪を執行	刑法第60条 （共同正犯）

事例4：防衛医科大学校における官製談合事案

【概要】

防衛医科大学校に所属していた隊員が、平成22年3月～平成23年9月の間、防医大病院が執行する調製粉乳（粉ミルク）の一般競争入札（半年ごとの契約、年間約50万円程度の調達）に関し、入札参加業者4社の中で順番に落札させようと企てた事案です。どの業者に落札させるかを事前に決め、電話連絡などの方法により、各入札参加業者に入札価格を教示していました。

当該隊員は、談合罪等で略式起訴となり、入札参加業者4社の担当者7人は、起訴猶予として不起訴処分になりました。その後、隊員本人は停職、上司の課長は訓戒、班長等が戒告の懲戒処分等を受けました。また、隊員及び事業者4社に対し、約33万円の損害賠償及び違約金が請求されました。



【問題となる事象及び該当法令等】

問題となる事象	該当法令等
隊員を介して割り振りに沿った談合の実施	(当時) 第96条の3 (競売等妨害) (現在) 刑法第96条の6 (公契約関係競売等妨害)
	入札談合等関与行為防止法第2条第5項第4号 (入札談合等関与行為)